

(別添 1)

誘致企業及び障害者就労施設等に関する申出書

県外事業者で、以下 1～4 に該当する項目がある場合は、○をつけて御提出ください。

なお、2～4 は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する「障害者就労施設等」であり、佐賀県内に所在する者に限り○をつけてください。

1 誘致企業

	誘致企業
--	------

2 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所
	生活介護事業所
	障害者支援施設
	地域活動支援センター
	小規模作業所

3 障害者を多数雇用している企業

	障害者雇用促進法の特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所

4 在宅就業障害者等

	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)